

金融税務対策について（改訂継続）

1. 小口資金融資制度の拡充について

小口資金融資制度は、利用率の高い身近な融資制度として、中小企業の経営の安定と振興発展に大きな役割を果たしてきたが、厳しい経営状態が続く中小企業の現状に鑑み、次の事項について改善を図っていただきたい。

- ①限度額を2,000万円（現行1,250万円）に引き上げられたい。
- ②融資期間を設備資金10年（現行8年）、運転資金7年（現行6年）に延長されたい。
- ③群馬県信用保証協会の保証料を、全額桐生市が負担していただきたい。（新規）
（現在、前橋市では保証協会の保証料は全額を市で補助しており、これにより小口資金利用が大幅に増加している。中小企業に対する資金の援助となるだけでなく、周知を行うことで新たな企業の誘致にも繋がる施策と考える。）

2. 事業承継の課題について

厳しい経営状況が続く中小企業にとって、事業承継に係る問題は極めて深刻な状況にある。後継者のいる企業も、後継者のいない企業も、等しく課題を抱えていると思われる。

現在、商工会議所や金融機関が調査を実施しているが、桐生市としても、調査結果に基づいて中小企業の将来への課題解決のために支援機関との連携を強化して、企業の円滑な事業承継の支援をしていただきたい。

【桐生市からの回答】

1 小口資金融資制度の拡充について

小口資金は、県との協調制度であり、制度設計にあたっては、県の意向が最優先されます。

御要望いただいた事項の内、①の限度額引き上げと②の融資期間延長については、本市も同様の考え方であり、これまでも県に要望をしてきましたが、平成30年度については、実現しませんでした。市内中小企業が、引き続き厳しい経営環境に置かれている中、利用の多い小口資金の利便性向上を図り、資金繰りの円滑化などを推進することは必要なことと考えておりますので、今後も引き続き県に要望を行ってまいりたいと考えております。

③の保証料全額補助につきましては、小口資金の保証料は、県と市で保証料率の80%（0.8%を上限）を補助するのが基本設計となっております。残りの企業負担分を市が補助することは可能ですが、これを行うことにより保証料補助額が大幅に増加することはもちろんのこと、企業にとっては負担が減ることで小口資金の利用がしやすくなる反面、代位弁済リスクの高い融資案件を誘発し、損失補てん額の増加も想定されるなどの課題がありますので、十分に検討する必要があると考えております。

本市は、市独自の制度融資の内、小口資金と同様に運転・設備資金として活用できる

「経営安定資金」、「設備資金」において、既に「保証料全額補助」を行っており、県内他市と比較しても優位性の高い制度融資を提供しております。

今後も、この市独自の優遇制度を積極的にPRすることで利用促進を図り、また、市内企業の状況を把握する中で制度の見直しを実施し、中小企業者の資金繰りの円滑化、経営安定化などを推進してまいりたいと考えております。

【回答担当】産業経済部産業政策課商業・金融係

2 事業承継の課題について

本市の高齢化率は、県内12市中最も高く、経営者の高齢化率も進んでおり、中小企業の事業承継に係る問題解決は喫緊の課題であると認識しております。

この様な状況の中、貴所及び桐生信用金庫と締結した「包括的連携・協力に関する協定」の趣旨に基づく三者連携事業として、市内企業を対象に、「事業承継アンケート」を実施し、現状把握や課題の明確化を図ってまいりました。

国では、人口の減少、高齢化や事業所の減少による地域経済の様々な課題から税制優遇措置などの事業承継対策事業を実施しており、県においても、本市を含む県内120の支援機関と事業承継に係るネットワークを構築し、「群馬県事業承継ネットワーク事業」を推進しており、事業承継診断や専門的支援を実施し、県内事業者の円滑な事業承継推進に取り組んでいるところです。

本市といたしましても、県と連携しながら事業承継支援を推進するとともに、貴所や桐生信用金庫、桐生市新里商工会、桐生市黒保根商工会などの関係機関とのネットワークの強化を図りながら、支援策のあり方を研究・検討してまいりたいと考えております。

【回答担当】産業経済部産業政策課産業政策係